

令和3年 No.50

○東京学芸大学学則の一部を改正する学則の制定

改正理由

年度途中においても学生を受け入れることができるようにするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年9月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

令和3年9月24日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年学則第2号

東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学則の一部改正について

改正理由：年度途中においても学生を受け入れることができるようにするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(卒業要件) 第8条 <u>第10条に規定する修業年限以上在学し</u>，課程ごとに定める履修基準により所定の単位を修得した者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(入学の時期) 第15条 入学の時期は，<u>原則として毎年4月とし，特に必要があると認めるときは，10月とすることができる。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この学則は，令和3年9月24日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(卒業要件) 第8条 <u>本学に4年以上在学し</u>，課程ごとに定める履修基準により所定の単位を修得した者については，教授会の議を経て，学長が卒業を認定する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(入学の時期) 第15条 入学の時期は，<u>毎年4月とする。</u></p> <p>〔省略〕</p>